

## 愛南町ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、愛南町ホームページへの広告掲載を適正に行うため、愛南町ホームページ広告掲載要領（以下「要領」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類、規格、位置及び枠数)

第2条 要領第3条の規定による広告の位置及び枠数、要領第5条第1号の規定による広告の種類及び要領第5条第2号の規定による広告の規格は、原則として次のとおりとする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 広告の位置 愛南町ホームページ くらしトップページ下部
- (2) 広告の枠数 5枠
- (3) 広告の種類 バナー広告（画像）又はテキスト広告（修飾不可）
- (4) 広告枠の大きさ 縦60ピクセル・横180ピクセル
- (5) 画像の形式 GIF（アニメ不可）、JPEG
- (6) 画像のデータ容量 8キロバイト以下
- (7) 画像のALT属性テキスト 「広告：」で始め、「広告：」を除き全半角問わず30文字以内
- (8) テキストの文字数 2行×12文字（1行当たり）

(広告の禁止表現)

第3条 要領第5条第3号の規定による広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、広告を掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの  
(例) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- (2) 実際には機能しないもの  
(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
- (3) 町の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用  
(例) 「愛南町〇〇情報」と表示、愛南町章の使用等
- (4) その他広告の表現として適当でないと思われるもの

(広告の制限事項)

第4条 要領第5条第4号の規定による広告の制限事項は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかの制限に反する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして文字を読みやすくする。
- (2) 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにする。

2 町は、前項の規定による制限のほか広告の表現及び配色等で閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められる場合は、その内容を制限することができる。

附 則

この基準は、平成21年11月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年3月3日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月12日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年2月23日から施行する。